

こんにちは!

高知市社協です!



高知市社協キャラクター「ほおっちょけん」



わたしたち高知市社会福祉協議会は、 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

高知市社会福祉協議会の各事業所



「ほおっちょけん」 とは高知の方言で「ほうっておけない」という意味。
困っている人がいたら「ほうっておけない」という思いやりを表現した犬のキャラクターです。
このパンフレットでご紹介する各種事業は、みなさまの心に住む「ほおっちょけん」を育む活動です。

「つながり」と「お互いさま」をひろげる社会福祉協議会

- 社協（しゃきょう）って？ 03
- 高知市社協はどんなことをしてるの？ 03
- 高知市社協の組織 03
- 社協会費と寄付 04

地域でみんなが支え合う活動をすすめています

- 地域福祉コーディネーター 05
- サロンの活動 05
- ほおっちょけん学習 06
- 障害者理解及び社会参加のための講座 06
- ボランティアセンターの活動 07
- 地域活動の担い手「福祉委員」 08
- 災害ボランティアセンターの運営 08
- こうち笑顔マイレージ事業 09
- 赤い羽根共同募金 09
- 出前講座のご案内 10

一人ひとりの権利を守ります

- 高知市成年後見サポートセンター 11
 - 日常生活自立支援事業 11
 - これからあんしんサポート事業 12
- 高知市生活支援相談センター 13
- 無料法律相談 13
- 生活福祉資金貸付事業 14
- 障害のある方の総合相談窓口 14

機材等を貸し出します

- 車椅子貸出事業 15
- 地域行幸用機材の貸出 15

住み慣れた地域で自分らしい生活を支援します

- 在宅福祉サービス
 - 居宅介護支援事業 16
 - 通所介護事業（デイサービス） 17
 - 特定相談支援事業 18
 - 指定就労継続支援B型事業 18
 - 訪問介護事業（ホームヘルプサービス） 19
 - 同行援護・移動支援サービス 19
 - 生活介護（デイサービス） 20
- 高齢者サービス
 - 生きがいデイサービス 21
 - 外出支援サービス 21
 - 買物支援事業 21

法人について

- 高知市社会福祉協議会の沿革 22
- 各事業所の紹介 23



社協(しゃきょう)って？

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、地域の方々と協力し、高齢者や障害者の在宅生活を支援するためにさまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。



高知市社協はどんなことをしてるの？

誰もが安心していきいきと暮らせる 地域社会を実現する

高知市社協は全職員がこの理念に向けて、全力で皆さまのお手伝いをさせていただいております。
具体的な取組内容は5ページ以降に記載していますので、ぜひご覧ください！



高知市社協の組織【平成31年4月1日現在】

評議員会

（議決機関）
評議員20～22名

理事会

（執行機関）
19名
会長1名
副会長2名
常務理事1名
理事15名

事務局

職員数205名
総務調整課
地域協働課
共に生きる課
在宅生活応援課
しごとづくり課
障害者福祉センター
東部健康福祉センター
南部健康福祉センター
土佐山健康福祉センター
春野あじさい会館

監事

2名



社協会費と寄付

高知市社協が取り組むさまざまな事業は、設立から約60年の間、多くの方々からの会費によって支えられています。
具体的な活動にはなかなか参加することが出来ない方も、共に支え、共につくるまちづくりのために、会費や寄付という形で高知市社協への応援をよろしくお願いします。

Y 会員になるには

まずは、高知市社協までお気軽にご連絡ください。その後、「入会申込書」と「振込依頼書」をお送りします。
ご入金方法は下記のいずれかとなります。

1) 高知市社協の窓口へ、直接お持ちいただく

2) 四国銀行または高知銀行の窓口でのご入金

Y 年会費

◆個人会員（個人等で当協議会の趣旨にご賛同いただける方）

会費一口あたり 年額 **1,000** 円

◆団体会員（企業、福祉施設、団体等で当協議会の趣旨にご賛同いただける方）

会費一口あたり 年額 **5,000** 円 ※口数に制限等はございません

Y 寄付

現在、下記のご寄付をお願いしています。

- ◆ 寄付金（香典返しなど）
- ◆ 土地・家屋（地域住民の活動拠点となるもの等に限らせていただきます）
- ◆ 書き損じハガキ・未使用ハガキ
- ◆ 未使用の切手・図書券・各種商品券 など

その他のご寄付につきましても随時受け付けております。
ご検討いただける方は、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

あなたの周りにあるちょっとしたものが、
地域にとって大きな支えになるかもしれません。

高知市社協を通して支援活動を始めてみませんか？
皆さまの温かいお気持ち、お待ちしております。



03,04pのお問い合わせ先

総務調整課 Tel.088-823-9515



地域福祉コーディネーター

「地域福祉コーディネーター」は、住民や専門職から生活の困りごと等の相談を受け、地域の人々や関係機関と協力して課題を明らかにし、解決に向けた支援をします。

また、住民主体の地域福祉活動に対して学習の機会や話し合う場の運営支援を行い、住民がより自主的に活動に参加できるように支援をします。



支え合いマップづくり（住宅地図に住民の関わり合いを線で結び、地域の取り組み課題や解決策を探る）



住民主体の活動へのお手伝い「あつたか春野ふれあい交流会」



住民自身が住みたい地域を考える「話し合いの場」



サロンの活動

サロンは、外出機会の少ない高齢者や障害のある方、子育て中の方など、地域にお住まいの方が気軽に集っておしゃべりや趣味活動を行える「集いの場」です。住民同士の情報交換や孤立予防などを目的に、令和元年12月現在、高知市内で約50か所のサロンが開かれています。

高知市社協では、サロンの立ち上げや運営に関する相談等に関する支援を行っています。興味をお持ちの方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。



高知市社協によるお手伝い

- ◆ サロンを開設するまでの様々な相談をお受けします！
- ◆ 運営の相談とアドバイスをいたします！
- ◆ 住民へのPRを行います！
- ◆ サロンへの参加などのお問い合わせ窓口を担います！
- ◆ サロンのお世話役と協力して、参加者同士の情報交換や交流の場を作ります！
- ◆ サロンでのプログラムの企画、イベントのための特技をもつボランティアをご紹介します！



このページのお問い合わせ先

地域協働課 Tel.088-856-5539



ほおっちょけん学習

困っている人がいたら「ほおっちょけん（ほうっておけない）」をキーワードに、他者を気遣う意識や自分が困ったときは助けてと言える“助けられ上手”であり、“助け上手”の「お互いさま」の意識を育てる学習を地域住民と共に行っています。



ほおっちょけん学習がめざすもの

「ほおっちょけん」の思いを多くの人に広げる

地域の課題を理解する

お問い合わせ先

地域協働課 Tel.088-856-5539



障害者理解及び社会参加のための講座

地域で暮らす障害のある方の社会参加のために、さまざまな講座を開催しています。障害のある方同士や支援者、障害について学ぼうとしている方々の情報交換や相互理解を深めています。

ふれあい体験学習

障害のある当事者やNPO団体を講師に迎え、車いす・アイマスク・点字・手話・要約筆記の体験学習を行っています。擬似体験だけでなく、当事者の体験談を聞くことで障害者理解を深め、地域共生社会の実現に取り組んでいます。

対象は、市内の保育園、小・中学校、高等学校、専門学校、大学など教育機関のほか、企業や地域団体等です。



障害のある人を支援するための講座

手話講座
自動車運転に関する支援者講座
福祉ボランティア養成事業



障害者の社会参加のための講座

パソコン講習
肢体障害のある方の運転準備講座
文化、趣味の教室など



講座の内容・時期については年度により異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

障害者福祉センター Tel.088-873-7717



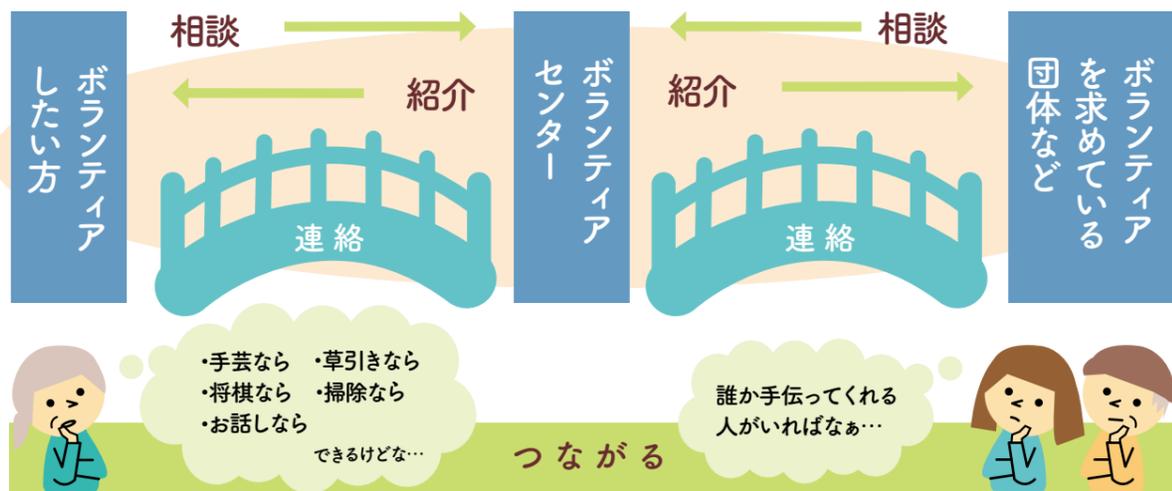
ボランティアセンターの活動

ボランティアセンターは、ボランティアをしたい方と、ボランティアを求めている方の橋渡しをしています。

また、安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティア保険の加入も受け付けています。



ボランティアを始めるには



気軽に始める「気くばりさん」ボランティア

「地域の活動やボランティアに参加したいけど、情報や時間、きっかけがなかった」という方を対象に、「できる時にできる人ができることをするボランティア「気くばりさん」」を募集しています。

この取り組みの目印として、寄付をいただいた方に「ほおっちょけんバッジ」を進呈しています。

ハナ

小さな困りごとでも発見できる
「とってもよく利くハナ」

手

お手伝いができる「まかせ手」
手伝ってと言える「たすけ手」

**「ほおっちょけん」
とは?**

ほおっちょけん

誰かひとりにしんどいことを
「まかせっきりにしない」

アンテナ

一人ひとりがアンテナ役となって
「困っている人を一人ぼっちにしない」

「ほおっちょけん」・・・「ほうっておけない」という高知の方言



地域活動の担い手「福祉委員」

「福祉委員」とは？

身近な地域で見守り活動や声かけをしながら困りごとを早期発見する地域のアンテナ役であり、日頃の生活の中で見守りや声かけ、担当地区の民生委員児童委員や関係機関と連携しての活動などに貢献していただいています。

3年の任期で高知市社協から委嘱を受けます。任期中はボランティア保険が適用されます。活動に関する特別な決まりごとや、年齢制限もありません。「あれ!?いつもと違う・・・大丈夫かな!？」という「ほおっちょけん」の思いをつなげていく、それが福祉委員です。

福祉委員の活動例

神田・未来っ子見守り隊

「子ども達に元気に安全に遊んでもらいたい!」「未来を担う子ども達を地域みんなで見守り続けたい!」との思いから、高知市神田のお母さんが神田公園で毎週見守り活動を行っています。会話やふれあいを大切にしており、子ども達や保護者と近所で会ってもあいさつしあう関係に。



愛されおんちゃん

近くに住むひとり暮らしの高齢者への声かけや、子どもが集まる場所でのボランティアなど、身近で気がついたことを実践。何かあれば民生委員児童委員や高齢者支援センターに相談したりと、いろいろな方と一緒にやればいい!



災害ボランティアセンターの運営

高知市社協では、地震や台風などによる災害発生時にNPOやボランティア団体、企業等の関係団体や行政と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティア活動のコーディネートを行います。

災害発生時に災害ボランティアセンターがその役割を遂行できるよう、NPO高知市民会議や高知青年会議所、高知市と協定を結び、運営支援等の研修を実施しています。また、全国で災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員がボランティアセンターの運営支援に出向いています。



災害ボランティアセンターの役割

- ①被災された方のニーズや困り事の総合窓口として相談を受けます。
 - ②ボランティア活動希望者の窓口として受付を行います。
 - ③様々なニーズや困り事に対して、ボランティアを調整します。
- そして、災害ボランティアセンターを行政やNPO団体等と協働して運営をすることで支援を有効に活かし、多岐にわたるニーズや困り事に対して効果的・効率的に対応・調整して地域の復旧・復興を目指します。





こうち笑顔マイレージ事業

65歳以上の高知市民を対象に、介護施設等でのボランティア活動に参加したり、いきいき百歳体操へ参加することでポイントがたまり、実績に応じてそのポイントを商品券などに交換できる制度です。積極的に活動に参加することで、健康維持や介護予防をめざしています。

参加には事前の登録が必要です。



対象

高知市に住民票のある65歳以上の方。ポイント交換できる方は次の要件に該当する方
 ※要介護（要支援）認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない方
 ※介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となっていない方

区分	ボランティア活動	健康づくり活動
主な活動	高知市が指定する介護保険事業所等でのボランティア 例えば・・・ レクリエーションや体操の手伝い・話し相手・清掃・草刈り・裁縫・洗濯物の整理・催しもの手伝い など	高知市社会福祉協議会に登録したいいきいき百歳体操会場でのいきいき百歳体操へ参加
ポイント上限	ボランティア（1時間）4ポイント ※1日上限は2時間 8ポイント ※年間上限 200ポイント（5,000円）	健康づくり（1回）1ポイント ※1日上限は1回 ※年間上限 40ポイント（1,000円）
ポイント交換	商品券（VJAギフトカード）、Quoカード、ですかチャージ券、地域福祉活動への寄付 ※還元は40ポイント（1,000円）単位	



赤い羽根共同募金

「赤い羽根共同募金」は、障害のある方が安心して暮らせるお手伝いや高齢者の孤立予防のための地域の居場所づくりを応援するなど、誰もが暮らしやすいまちづくりのために役立てられています。地震や台風などの災害時も被災された人の生活を支えるために募金が使われます。

高知市社協は、社会福祉法人高知県共同募金会の高知市単位の事務局として、地域福祉の財源であり、寄付文化の醸成を担う赤い羽根共同募金の高知市内各地区のとりまとめや募金活動を行っています。



一般募金 10月～12月末 歳末たすけあい募金 12月1日～12月31日 テーマ型募金 1月～3月末



出前講座のご案内

「出前講座」とは？

福祉や介護に関心を持っていただくきっかけづくりや地域での福祉活動に役立てていただくことを目的とし、地域の皆様のご要望に応じて、高知市社協の職員が町内会（自治会）やサロン等の各種団体の集まりで、さまざまな講座を実施させていただきます。

	要望例	講座名（一例です）
たとえば…	みんなでレクリエーションがしたい！	● 脳トレで元気満々！ ● 集団で盛り上がるゲームのあれこれ
	ボランティアをやってみたい！	● 笑顔マイレージって何？ ● 災害時ボランティアについて
	地域について考えたい！	● 「助けられ上手」になるためには ● 集いの場（サロン）を作るために
	介護についてもっと詳しく知りたい！	● 介護保険制度について ● 福祉用具の活用術

ご利用ガイド

Q1	誰でも利用できるの？
A1	高知市にお住まいの方、もしくは高知市内の企業・学校等に通勤又は通学されている方で5名以上のグループや団体を対象としております
Q2	利用できる日時は？
A2	午前9時から午後9時までの間。（年末年始を除く） 所要時間は概ね30分から1時間程度です
Q3	申込方法は？
A3	下記の問い合わせ先にて受け付けております

※ 講師派遣料は無料です。ただし、会場の使用料など、講座に要する費用は申込者の負担でお願いします。
 ※ リクエストに応じた講座内容もございます。お気軽にお問い合わせ下さい。

09,10pのお問い合わせ先

地域協働課 TEL088-856-5539

高知市成年後見サポートセンター ～権利擁護に関する相談～

高知市成年後見サポートセンターは、判断能力が不十分な状態になっても自分らしく住み慣れた地域で生活できるよう権利擁護の視点に立ち、様々な生活課題を一緒に解決できるようサポートする総合相談窓口です。「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」に関すること、頼れる親族などがないことで感じる将来の不安に対し、見守りや死後の事務について、ご本人の意思に基づいた支援を行う「これからあんしんサポート事業」を実施しています。

ポイント 成年後見制度とは？



判断能力が不十分となった方について、家庭裁判所に申立てを行うことで本人を支援する人（成年後見人など）が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。
この制度により、不動産や預貯金などの管理、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど本人を保護する行為が可能になります。

高知市成年後見サポートセンターの業務内容	成年後見利用支援	成年後見制度を利用したい方に、相談・助言・情報提供、申立て手続きに関する支援を行います。
	成年後見活動支援	成年後見人などが支援を行う上での相談援助、成年後見制度の広報・啓発のための地域や関係機関などに出席講座の実施、成年後見セミナーの開催を行います。
	法人後見受任	親族や専門職による成年後見人などの支援が得られない場合、高知市社会福祉協議会が法人として成年後見人をお受けします。
	市民後見人育成等支援	市民後見人養成講座の開催や市民後見人人材バンクの管理・市民後見人受任案件の調整、市民後見人監督人業務などを通じ、地域住民の支え合い活動を応援します。
	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分になった方に契約を通じて福祉サービスの利用援助・金銭管理サービス、書類保管サービスなどを実施します。
	これからあんしんサポート事業	判断能力がある間に契約を行い、ご自分の将来の困りごとや死後の事務の支援を行うサービスです。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの方に対して、安心して日常生活が送れるように金銭管理支援などのお手伝いを、契約を通して行います。

利用対象者	高齢や障害などにより日常生活上の判断能力が不十分な方 契約の内容について判断できる能力がある方（医師の診断や手帳がなくとも可）	
	援助内容	基本料金
福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する手続きや苦情解決などをお手伝いします。	1時間 1,500円 (30分単位で利用できます) ※利用回数は支援計画に基づきます。
日常的な金銭管理サービス	日常的な預貯金の出し入れや公共料金の支払い、日常生活の金銭管理などをお手伝いします。	
書類などの保管サービス	定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します。	1ヶ月 500円

このページのお問い合わせ先

共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター TEL088-856-5539

これからあんしんサポート事業

頼れる親族などがない方で、ご本人が判断できる間に、高知市社会福祉協議会と前もって契約しておくことで、日ごろの見守りや、認知症などを理由にご自身で判断できなくなった時のこと、亡くなった後のことについてお手伝いさせていただきます。

対象者	原則として、以下の①～③のすべてに該当される方 ①高知市にお住まいの方（住民票が高知市にある方） ②単身世帯などの方で親族の支援が得られない方 ③ご契約内容を十分理解し、利用を希望される方
料金	年会費 6,000円（年度途中での契約は月額で計算） ・見守りサービス 電話連絡など（年間費に含む）、同行訪問等による相談援助サービス 1,500円（1時間） ・あんしんサービス 1・2 利用料 1,500円（1時間）

サポート内容	
見守りサービス	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な電話連絡（月に1回程度）や自宅訪問（3ヶ月に1回程度）を行い、ご本人の状況を確認します。 同行訪問等による相談援助サービスにより、困りごとに対するお手伝いをします。
あんしんサービス1	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所や入院の際、説明に同席するなど、契約時の立会いを行います。 通帳をお預かりし、ご本人に代わり施設利用料や入院費用などを支払います。 入院時に必要な物品をお届けします。 指定連絡先への連絡を行います。 水道光熱費などの休止手続きをお手伝いします。
あんしんサービス2 (判断能力が不十分になった際)	<ul style="list-style-type: none"> 預託金での施設利用料や入院費用などを支払います。 主治医への情報提供を行います。 判断能力が不十分な状態になったときは、成年後見制度など適切な制度へ移行できるようお手伝いします。
あんしんサービス3 (お亡くなりになった際)	<ul style="list-style-type: none"> 契約時に作成した公正証書の内容に基づいたお手伝いをします。 <ul style="list-style-type: none"> 葬送や埋葬の執り行い お亡くなりになった後の事務手続き 家財処分（賃貸住宅の場合） 預託金での葬儀費用や埋葬費用等のお支払い など

これからあんしんサポート事業のポイント	
預託金について	高知市社会福祉協議会に契約時に預け入れしていただくお金を預託金といいます。判断能力がない状態になった時にご本人に代わって入院費用などを支払います。また、お亡くなりになられた際の葬儀などの費用も預託金から支払います。 (例)・入院費用 3ヶ月分 30万円～ ・直葬(火葬)費用 22万円～ 合計 52万円～ その他、ご希望がある場合、家財処分費用（※賃貸住宅の場合）なども預託できます。
公正証書について	契約する前に、ご葬儀や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた死後事務委任契約公正証書を作成していただきます。お亡くなりになった後はあらかじめ取り決めた内容に基づいてお手伝いをします。

このページのお問い合わせ先

共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター TEL088-856-5539



高知市生活支援相談センター ～生活全般のあらゆる相談～

高知市生活支援相談センターは、暮らし・住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱えた方々を支援する無料の相談窓口です。ご本人と一緒に課題を整理し、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けて支援します。



経済的に苦しい・・・生活に困っている・・・
こんなときはご相談ください



受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所	総合あんしんセンター3階 (丸ノ内1丁目7-45)
その他	お電話での相談も可能です。ご予約いただければ、お待たせせずに相談員が対応できます。



無料法律相談

法的なトラブル（離婚・借金など）について、法テラスの弁護士と連携し、無料で相談に応じます。

相談窓口	毎月末の平日 ※12月・3月は月末以外の場合あり 午後1時～午後3時
相談時間	1組30分
場所	総合あんしんセンター3階 (丸ノ内1丁目7-45)
その他	事前予約が必要です。まずはお電話ください。

このページのお問い合わせ先

共に生きる課 高知市生活支援相談センター [Tel088-856-5529](tel:088-856-5529)



生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者又は高齢者世帯の方に対し、必要な貸付と援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

対象世帯	低所得者・障害者・高齢者世帯		
貸付条件	他の公的資金を利用できないこと／償還ができること／税金などの滞納がないこと／他の都道府県も含め、生活福祉資金の連帯保証人になっていないこと／貸付により対象世帯の自立が見込まれること など		
資金の種類	総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援と必要な費用をお貸しする資金	
	福祉資金	福祉費	日常生活上、又は自立した生活を送るために、一時的に必要な費用をお貸しする資金
		緊急小口資金	やむを得ない事由により緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合にお貸しする少額の資金
	教育支援資金	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費をお貸しする資金	
	不動産担保型生活資金 (対象世帯：低所得の高齢者世帯)	一定の居住用不動産を担保として生活費をお貸しする資金	
その他	資金の種類により貸付条件、貸付限度額、償還期限等が異なります。まずはお気軽にお問い合わせください。		

お問い合わせ先

共に生きる課 [Tel088-856-5539](tel:088-856-5539)



障害のある方の総合相談窓口

高知市北部地域にお住まいの障害のある方の総合相談窓口です。障害者手帳等の有無に関わらず障害のある方の相談をお受けします。

相談窓口	高知市障害者相談センター北部
相談内容	障害のある方が生活を送る上で起こる様々な困りごとを解決できるようお手伝いをします。 【例】 どのような福祉サービスがあるか知りたい／仕事をしたい／障害者手帳や年金の手続きが分からない
担当地区	北部地域（一宮・秦・江ノ口・小高坂・上街・高知街・土佐山） ※他の地区の方には別の相談センターをご紹介します。

お問い合わせ先

共に生きる課 高知市障害者相談センター北部 [Tel088-820-5211](tel:088-820-5211)



車椅子貸出事業

市民・団体の皆様からご寄付いただいた車椅子の貸し出しをしています。

対 象	高知市在住で以下の理由により希望される方 ● 介護保険など、他の制度を受けられない方 ● 購入、レンタルするほどでもない短期間の利用
利用料	無料
貸出期間	原則1ヶ月
貸出方法	所定の申込書に記入していただきます。 (在庫に限りがありますので、まずはお電話にて予約をお願いします。)
貸出場所	総合あんしんセンター 3階 (088-823-9515) 高知市障害者福祉センター (088-873-7717) 高知市東部健康福祉センター (088-882-9380) 高知市南部健康福祉センター (088-878-9060) 高知市土佐山健康福祉センター (088-895-2111) ※高知市土佐山健康福祉センターは、 高知市土佐山地区在住の方に限ります。 高知市春野あじさい会館 (088-894-5977)



在宅福祉サービス

高知市社協では、日常生活を送るうえで介護やその他の支援が必要になっても、「今まで暮らしてきた地域で生活し続けたい」、そうした願いをかなえるため、一人ひとりの希望に合わせ、その人らしい暮らしを続けることができるようさまざまな在宅福祉サービスを提供しています。



居宅介護支援事業

介護を必要とする方や、ご家族の相談窓口、ケアマネジャーによる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護保険認定の申請代行からサービスを利用するまでのサービス提供事業所への連絡や調整の窓口となります。

ご本人、ご家族の個人情報を漏らすことはありません。
ご相談は無料です。お気軽にご連絡ください。



こんな時にご相談ください！

- 介護保険の申請のしかたがわからない
- デイサービスに通いたいがどうすればよいか
- 退院後の家での生活が不安、ヘルパーを利用したい
- 車いすやベッドを借りたい
- 排泄や入浴を手伝ってほしい
- 住宅改修の相談をしたい



地域行事用機材の貸出

地域での行事を支援するため、行事用機材を高知市内の団体等へ無料で貸し出します。
なお、営利目的での貸出は対象外です。

貸 出 機 材



かき氷機



綿がし機

このページのお問い合わせ先

総務調整課 TEL088-823-9515



介護保険

日常生活支援
総合事業

障害福祉
サービス

通所介護事業(デイサービス)

介護保険で認定を受けられた介護の必要な方や、介護予防・日常生活支援総合事業対象の方をデイサービスにお迎えして、機能訓練やレクリエーション、昼食、必要に応じて入浴などのサービスを提供いたします。また、同時にご家族(介護者)の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的にしています。

高知市社協は、利用者の皆様に安心して楽しく、快適な一日を過ごしていただけるよう、事業所それぞれの特色を活かしたサービスの提供に努めております。

ご利用については、ケアマネジャーまたは各事業所へお気軽にご相談ください。ご見学や体験にも随時応じます。

主なサービス内容

- デイサービスセンターまでの送迎
- 機能訓練
- 入浴
- 食事(食事代はサービス利用料と別)
- 健康状態のチェック
- レクリエーション など

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
土佐山デイサービスセンター	高知市土佐山 桑尾 1842 番地 2 土佐山健康福祉センター内	088-895-2111	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1	088-894-3572	月～土曜日 午前8時15分～午後5時15分

利用者の皆様に快適に過ごしていただくために・・・



土佐山デイサービス センターの特色

同じ敷地内に土佐山へき地診療所やとさやま保育園があります。保育園の園児との交流も盛んです！



介護センターあじさい会館の特色

リハビリ関連の機器が充実しており、理学療法士による機能訓練を受けられます。施設内の食堂では春野産食材を使用したおいしい食事を提供しています！

特定相談支援事業

ご本人・ご家族と相談しながら、自立した日常生活・社会生活を営むことができるようサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や各種申請手続きの代行等を行います。

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
高知市特定相談 支援事業所「しゃきょう」	高知市百石町 3 丁目 1 番 30 号	088-878-9070	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

指定就労継続支援B型事業

働く意欲がありながらも、就職が困難な障害のある方に就労機会を提供し、作業体験、生活体験、仲間との交流・親睦を通して、働くことの喜びや連帯感、自立心、向上心、社会性等を育みながら、地域社会の一員として日常生活が送れるようその自立を援助します。ご利用については、特定相談支援事業所またはサービス提供事業所へお気軽にご相談ください。ご見学にも随時応じます。

主な作業内容

- ポケットティッシュの袋詰め
- お産パットの袋詰め
- 公園の除草・除石作業
- 農作業
- 建物の清掃作業等

年間行事

- お花見
- 遠足
- 調理実習
- カラオケ
- 茶話会
- DVD鑑賞等

工賃

作業で得た収入から消費税や最小限度の事業経費を差し引いた金額を、全額工賃として出来高に応じ利用者の皆様に配分します



サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
指定就労継続支援B型 事業所「きずな」	高知市旭町 2 丁目 21 番地 6	088-873-7790	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

介護保険

日常生活支援
総合事業

障害福祉
サービス

訪問介護事業(ホームヘルプサービス)

介護の専門職(ホームヘルパー)がご自宅を訪問し、身体介護や生活援助など、日常生活のお手伝いをいたします。ご利用については、ケアマネジャー、サービス提供事業所へお気軽にご相談ください。

身体介護

- 食事の介助
- オムツの交換、排泄の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭、足浴
- 入浴の介助
- 衣類の着脱・交換や体位変換 など

生活援助

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯
- 掃除、環境整備
- 生活必需品の買い物 など



障害福祉
サービス

同行援護・移動支援サービス

重度視覚障害の方や移動が困難な方に対し、専門の研修を修了した介護の専門職(ホームヘルパー)が外出時に同行し、移動の援護や移動に必要な情報を提供します。

ご利用については、サービス提供事業所へお気軽にご相談ください。

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
高知市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 ヘルパーステーション	高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階	088-820-6865	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
介護センターあじさい会館 指定訪問介護事業所	高知市春野町西分1番地1	088-894-3572	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分



障害福祉
サービス

生活介護(デイサービス)

障害支援区分認定調査で認定を受けられた障害のある方に、入浴や食事の提供、機能訓練などのサービスを提供いたします。また、同時にご家族(介護者)の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

ご利用については、特定相談支援事業所または各サービス提供事業所へお気軽にご相談ください。ご見学にも随時応じます。

主なサービス内容

- デイサービスセンターまでの送迎
- 入浴
- 食事(食事代はサービス利用料と別)
- 健康状態のチェック
- 創作活動
- 機能訓練など



サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
南部障害者福祉センター ※一部、日中一時支援事業も実施	高知市百石町3丁目1番30号	088-878-9070	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
土佐山デイサービスセンター	高知市土佐山 桑尾1842番地2 土佐山健康福祉センター内	088-895-2111	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所	高知市春野町西分1番地1	088-894-3572	月～土曜日 午前8時15分～午後5時15分

土佐山デイサービスセンター、介護センターあじさい会館指定通所介護事業所は、介護保険の通所介護事業所の定員の範囲内で、障害のある方を受け入れています。

利用者の皆様に快適に過ごしていただくために・・・



南部障害者福祉センターの特色

シャワーチェアのまま入浴できるミストシャワー入浴機を導入しています。超微粒子シャワーとサウナ効果で、利用者の身体や心臓への負担も軽減できます！



高齢者サービス

生きがいデイサービス

※高知市土佐山地区のみ

介護保険の認定要件を満たしていない高齢者を対象に、デイサービスを提供しています。ご利用については、サービス提供事業所までお気軽にご相談ください。

外出支援サービス

※高知市土佐山地区のみ

自宅から医療機関まで車で送迎する通院支援を提供しています。ご利用については、ケアマネジャー、もしくはサービス提供事業所までお気軽にご相談ください。

対象者は土佐山地区在住の方であり、要介護高齢者及び一人暮らしの高齢者で次の要件を満たされる方です。

- (1) おおむね 65 歳以上で一般の交通機関を利用するのが困難な方
- (2) おおむね 60 歳以上で下肢の不自由な方
- (3) その他、高知市長が必要と認めた方

サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
土佐山健康福祉センター	高知市土佐山 桑尾 1842 番地 2	088-895-2111	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

買物支援事業

※高知市春野町仁ノ地区のみ

平成 29 年 7 月より、高知市春野町仁ノ地区にお住まいの高齢者を対象とした買物支援事業をスタートしました。市社協の通所介護事業で使用中的送迎車の空き時間帯に、買物が困難な方々を町内の「サンシャイン弘岡」まで無料送迎することで、利用者の方々の社会参加を促進し、併せて福祉環境の向上も目指してまいります。ご利用については、お近くの民生委員・児童委員、春野高齢者支援センター、もしくは下記のサービス提供事業所までお気軽にご相談ください。

対象者は高知市春野町仁ノ地区の方で、次の要件を満たされる方です。

- (1) おおむね 75 歳以上で一人暮らしの高齢者の方
- (2) 車を運転しない（できない）方
- (3) 一般の公共交通機関や家族による送迎などの買い物が困難な方

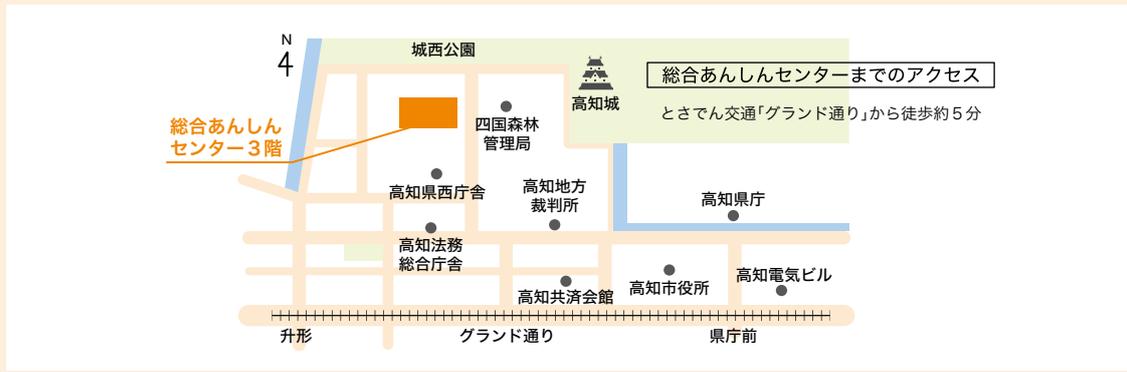


サービス提供事業所名	所在地	電話番号	営業日時
介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所	高知市春野町 西分 1 番地 1	088-894-3572	月～金曜日 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分



高知市社会福祉協議会の沿革

年月	内容
昭和 26 年 10 月	高知市社会福祉協議会が任意組織として設立・発足（高知市役所内） 各地区社会福祉協議会設立
昭和 30 年	世帯更生資金貸付制度開始
昭和 34 年 12 月	事務所移転：高知県社会福祉会館へ
昭和 42 年 3 月	高知市社会福祉協議会社会福祉法人化 ホームヘルパー派遣事業開始
昭和 48 年 7 月	事務所移転：高知市社会福祉センター 2 階（高知市百石町 3 丁目 1 番 30 号）
昭和 50 年	ボランティアセンター設置
平成 3 年 10 月	高知市身体障害者福祉センター（B 型）完成 高知市障害者デイサービスセンターオープン 高知市身体障害者通所授産所オープン
平成 5 年 9 月	事務所移転：高知市保健福祉センター 1 階（高知市塩田町 18 番 10 号）
10 月	高知市保健福祉センター内にデイサービスセンター「ふれあい」オープン
平成 9 年 4 月	高知市東部健康福祉センター完成 デイサービスセンター「つどい」オープン 東部身体障害者デイサービスセンターオープン
平成 10 年 9 月	障害者生活支援事業・障害者支援窓口業務受託開始
平成 12 年 4 月	介護保険制度開始 （居宅介護支援・訪問介護・通所介護（ふれあい・つどい）事業開始）
平成 13 年 4 月	高知市南部健康福祉センター完成 高知市南部身体障害者デイサービスセンターオープン （東部身体障害者デイサービスセンターより移転・南部障害者生活支援事業受託開始）
平成 15 年 4 月	支援費事業開始（ヘルパー、南部デイサービス、障害デイサービス、通所授産所）
平成 17 年 1 月	高知市・鏡村・土佐山村社会福祉協議会合併
平成 18 年 4 月	指定管理事業を 4 センター受託管理運営（東部、南部、障害者センター、土佐山） 高知市障害者デイサービスセンターを廃止し、高知市南部身体障害者デイサービスセンターに統合 南部障害者生活支援事業を廃止し、障害者生活支援事業に統合
平成 20 年 1 月	高知市・春野町社会福祉協議会合併
平成 21 年 3 月	デイサービスセンター「つどい」を廃止し、デイサービスセンター「ふれあい」に統合
平成 21 年 4 月	指定管理事業を 5 センター受託管理運営（東部・南部・障害者センター・土佐山・春野）
平成 23 年 10 月	高知市社会福祉協議会設立 60 周年
平成 24 年 4 月	高知市身体障害者通所授産所を就労継続支援 B 型事業所「きずな」に改称 高知市成年後見サポートセンターオープン
平成 25 年 11 月	ニッセイ高知ビル 3 階へ事務所を一部移転 高知市生活支援相談センターオープン
平成 26 年 4 月	高知市地区社会福祉協議会連合会設立
平成 27 年 4 月	障害者相談支援事業受託終了、高知市障害者相談センター北部を新たに受託開始 障害者相談支援センター（現在の特定相談支援事業所「しゃきょう」）事業開始
平成 27 年 7 月	一時生活支援事業（シェルター事業）開始
平成 28 年 10 月	介護予防・日常生活支援総合事業開始（訪問介護・通所介護）
平成 29 年 4 月	これからあんしんサポート事業開始
平成 29 年 7 月	介護センターあじさい会館にて買物支援事業開始
平成 31 年 4 月	無料職業紹介事業開始
令和 2 年 2 月	デイサービスセンター「ふれあい」廃止
令和 2 年 3 月	高知市との災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定の締結 事務所移転：高知市保健福祉センター・ニッセイ高知ビル 3 階から総合あんしんセンター 3 階へ



社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階

TEL 088-823-9515 FAX 088-823-8059

URL <https://www.kochi-csw.or.jp/> E-mail shakyo@kochi-csw.or.jp

開庁時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

■総務調整課

TEL：088-823-9515 FAX：088-823-8059

■地域協働課（ボランティアセンター）

■共に生きる課

■高知市成年後見サポートセンター

TEL：088-856-5539 FAX：088-856-5549

■高知市障害者相談センター北部

TEL：088-820-5211 FAX：088-856-5549

■高知市生活支援相談センター

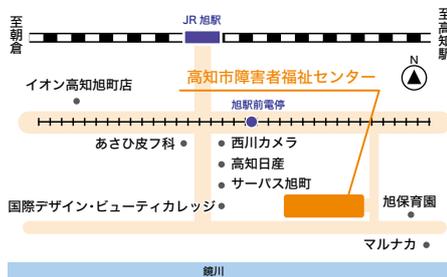
TEL：088-856-5529 FAX：088-856-5549

■居宅介護支援事業所

TEL：088-823-9570 FAX：088-823-8109

■指定訪問介護事業所

TEL：088-820-6865 FAX：088-823-8109



高知市障害者福祉センター

高知市旭町2丁目21番地6

TEL 088-873-7717

FAX 088-873-6420

■指定就労継続支援B型事業所「きずな」

TEL&FAX：088-873-7790



土佐山健康福祉センター

高知市土佐山桑尾1842番地2

TEL 088-895-2111

FAX 088-895-2115



高知市東部健康福祉センター

高知市葛島4丁目3番3号

TEL 088-882-9380

FAX 088-883-5915



高知市南部健康福祉センター

高知市百石町3丁目1番30号

TEL 088-878-9060

FAX 088-878-9061

■南部障害者福祉センター

TEL：088-878-9070 FAX：088-878-9071



高知市春野あじさい会館

高知市春野町西分1番地1

TEL 088-894-5977

FAX 088-894-4731

■介護センターあじさい会館

TEL：088-894-3572 FAX：088-894-3733



編集・発行

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会